

(経費の賦課)

第12条 第1項～第3項

1. 組合(企業組合を除く。)は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)について、組合員に経費を賦課することができない。
3. 組合員は、第一項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。